

SIPO ウェブサイトにおける第三回専利法改正オンライン交流

(2009年3月13日)

国知網：ネットユーザーの皆さん、こんにちは！今日は国家知識産権局条約法規司の尹新天司長（報道官）にお越しいただいています。皆さんとオンラインで交流していただくとともに、わが国の専利法制定と改正の基本状況について紹介し、全国人民代表大会常務委員会の専利法改正決定に関する問題にお答えいただきます。皆さんの質問をお待ちしております。09-03-13 08:55

国知網：ではまず、尹新天司長にわが国の専利法の制定と改正の歴史を振り返っていただきます。09-03-13 09:02

尹新天：今日こうして皆さんとオンラインで交流できることを大変うれしく思います。わが国の専利法は1984年4月1日に公布されてから、これまで既に3回の改正を経てきました。3回の改正の歴史背景、目的、改正内容はともに異なります。09-03-13 09:04

尹新天：1978年に開催された第11期中央委員会第3回全体会議（三中全会）は、わが国改革開放事業の幕開けとなりましたが、専利制度はまさにこの背景で誕生されました。09-03-13 09:06

尹新天：1979年、わが国は専利法の制定の準備作業を開始しました。当時は、専利制度がわが国の国情に適するかについて多くの人が様々な疑問を抱いており、わが国が専利制度を制定するべきかについて数年にわたる論議が重ねられました。09-03-13 09:07

尹新天：鄧小平氏を中心とする党中央の二代目指導グループは、国家の発展と民族復興の歴史からスタートし、時機と情勢を見きわめ、見通しがきかせて、わが国ができるだけ速く専利制度を制定するよう賢明な決断を下されました。09-03-13 09:07

尹新天：何度も下準備を重ね5年の歳月と24回にのぼる草案を経て、中国専利法は1984年3月12日の第6期全人代常務委員会第4回会議の審議を通過し、1985年4月1日から施行されました。09-03-13 09:08

尹新天：改革の浸透と開放拡大の方針を徹底し、わが国政府が中米知的財産保護覚書（MOU）で交わした公約を履行するため、中華人民共和國専利法改正案が第7期全人代常務委員会第27回会議を通過し、専利法に対する1回目の改正が行われ、1993年1月1日に施行されました。09-03-13 09:09

尹新天：専利法に対する1回目の改正は主に以下の点に関わっています。

(1)専利保護の範囲を拡大し、化学物質、医薬品、食品、飲料、調味料に専利権を付与できるようにした。

(2)専利権の保護を改善し、専利権者に輸出権を提供し、製品の製造方法専利の効力を当該方法で直接獲得した製品へと延長した。

(3)専利保護の期限を延長し、発明専利保護の期限を20年、実用新案専利と意匠専利の保護期限を10年とした。

(4)国家に緊急状況又は非常状況が生じた場合、又は公共の利益を目的とする場合、専利の強制実施を許可できるとした。

(5)専利権付与以前の異議手続きを専利権付与後の取消手続きへと変更した。

09-03-13 09 : 11

尹新天：社会主義市場経済体制の設立と改善の必要に対応し、世界貿易機関（WTO）の加入条件を満たすため、2000年8月25日、中華人民共和国専利法改正案が第9期全人代常務委員会第17回会議を通過し、専利法に対する2回目の改正が行われ、2001年7月1日施行されました。09-03-13 09 : 12

尹新天：専利法に対する2回目の改正は主に以下の点に関わっています。

(1)国有企業が「持有」する専利権の規定を「所有」と変更し、その専利権の行使、処分の権利を拡大した。（注：「持有」は単に持っているという意味で、「所有」は更に処分権限を有する意味）

(2)職務発明の定義に調整を加え、研究開発者の発明への積極性をさらに促進した。

(3)販売許可及び訴訟前の臨時措置に関する規定を追加し、専利権の保護をさらに改善した。

(4)実用新案専利の検索報告に関する規定を追加した。

(5)撤回手続きを取り消し、無効宣告手続きのみを残した。

(6)専利複審委員会が実用新案専利と意匠専利について行う審判決定及び実用新案専利と意匠専利について行う無効宣告を不服とする場合、法院に起訴できる旨を規定した。09-03-13 09 : 13

国知網：ここまでの紹介を通して、ネットユーザーの皆さんも過去2回の専利法改正の基本状況についてお分かりになったかと思います。では次に、専利法に対する3回目の改正の背景と目的についてお話いただきます。09-03-13 09 : 13

尹新天：党と政府トップはわが国のイノベーション能力の向上を高く重視しており、「イノベーションは民族成長の魂であり、国家振興への尽きないエネルギーである。もし自主イノベーション能力が向上せず、ただ技術導入に頼っているなら、技術的に立ち遅れた現状から永遠に脱却できない。イノベーション能力の無い民族は世界の先進民族となることはできない。」と指摘しています。09-03-13 09 : 14

尹新天：「激しい国際競争の中で、真のコア技術は市場にとってかけがえの無いものであり、お金で買えない物でもある。自主イノベーション能力が無ければ、われわれは世界で平等な地位を獲得することが難しく、国際的な尊厳を得ることもまた難しくなる。」09-03-13 9 : 15

尹新天：2006年5月26日、胡錦濤総書記は第16期中央政治局第31回集合学習会で重要なスピーチを発表し、「経済のグローバル化と科学技術の進歩に伴い、イノベーションを促進し、保護し、経済社会の発展を促進する基本的な法律制度として、知的財産制度の地位はますます高まり、その役割はますます著しいものとなっている。」と指摘されました。09-03-13 09:17

尹新天：2008年11月29日、胡錦濤総書記は第17期中央政治局第9回集合学習会で、「人類社会の発展の歴史とわが国の発展の実践により、大量の資源を消耗し、生態環境を破壊する粗放的な成長方法は長く続かないことを示している。現在の国際金融危機がわが国の経済発展に与える影響が日ごとに増す中、発展方法の転換と経済構造の調整を加速させなければ、発展の空間はますます狭まり、発展の道もますます狭くなるだろう。」と指摘されました。09-03-13 09:17

尹新天：「中国特色を持ち自主イノベーションの道を堅持し、科学教育国家振興戦略、人材強国戦略、知的財産戦略を大々的に実施し、企業を主体とし、市場を導き、産学の研究を結合させた技術イノベーション・システムの確立を加速させ、社会全体で創造の精神、イノベーションの精神、創業の精神を発揚し、自主イノベーション能力を強化し、イノベーション型国家の建設を加速する。」09-03-13 09:17

尹新天：2008年6月5日、国務院は「国家知的財産権戦略綱要」を公布し、「知的財産の法律法規をさらに改善し、専利法、商標法、著作権法などの知的財産に関わる法律法規を速やかに改正する」ことや、「知的財産法制度の建設を加速し、知的財産の特徴に適応する法律体制を確立し、立法の品質を向上させ、立法の手順を加速させる」こと、「知的財産に関する法律の改正と立法解釈を強化し、知的財産に関する新たな問題に対する有効な答えを速やかに提出する」ことを明確に示しました。09-03-13 09:18

尹新天：専利法に対する過去2回の改正と異なり、第三次目の改正原因は外界からのものではなく、わが国の専利実践を基礎としたわが国の実際の需要に基づいており、わが国の専利制度をさらに改善する道を探るものとなっています。09-03-13 09:19

尹新天：今回の専利法改正の目的は、科学発展観を全面的に浸透させ、「国家知的財産権戦略綱要」を徹底的に実施し、わが国の専利法実施経験を総括し、わが国の実際の状況に基づいて、国際発展の方向性に留意しながら、わが国の専利制度をさらに改善し、イノベーション型国家の建設を促進し、わが国の経済発展方式の転換と経済構造の調整を加速し、わが国の経済社会の速やかで良好な発展を実現することです。09-03-13 09:19

国知網：専利法第三次改正はどのような段階を経てきたのでしょうか？ 09-03-13 09:20

尹新天：第1段階は国家知識産権局よりにより提出された改正提案で、2005年1月から2006年12月の間に行われました。09-03-13 09:20

尹新天：2005年1月、国家知識産権局の党組織拡大会議は専利法の第3回改正準備作業

を実施する部署組織に着手しました。09-03-13 09 : 21

尹新天：2005年3月、国家知識産権局条約法規司は、「専利法及び実施細則の第3回改正研究課題指南」を制定し、公布しました。09-03-13 09 : 21

尹新天：2005年6月、公開入札により、36の専利法改正専門研究チームが成立し、それぞれ17項目のテーマの研究を担当することになりました。2006年2月までに全ての研究チームが研究作業を終えました。09-03-13 09 : 21

尹新天：2006年4月、国家知識産権局条約法規司は「専利法及び実施細則の第3回改正専門研究報告」を編集出版しました。内容は合計260万字、1400ページにのぼりました。09-03-13 09 : 21

尹新天：2006年8月2日、国家知識産権局党組織の審議を経て、専利法改正草案募集意見稿が国家知識産権局のウェブサイト上で交付され、広く公衆の意見を募集することになりました。09-03-13 09 : 22

尹新天：2006年8月から10月までに、国家知識産権局条約法規司は一連の会議を開催し各界の専利法改正草案に対する意見を集め、応募意見稿に対する全面的な調整と改正を行いました。09-03-13 09 : 22

尹新天：2006年12月18日、国家知識産権局党組織は条約法規司が提出した専利法改正草案の審査稿に対する審議を行いました。09-03-13 09 : 23

尹新天：2006年12月27日、国家知識産権局は国務院に「中華人民共和國専利法（改正草案審査稿）」の審査を申請しました。09-03-13 09 : 23

尹新天：第2段階は、国務院法制弁公室による審査稿の審議で、これは2007年1月から2008年8月までの期間に行われました。09-03-13 09 : 25

尹新天：2007年2月から5月、国務院法制弁公室は合計72カ所の中央部門と事業機関、35カ所の地方人民政府、14カ所の地方法院、20カ所以上の企業、50名以上の専門家に専利法改正草案に対する意見を求め、さらに多くの外国政府機関、企業協会、国際組織からの意見を受け取りました。09-03-13 09 : 25

尹新天：2007年10月10日、11日、国務院法制弁公室は専利法改正国際フォーラムを組織し、国内外の専門家、企業代表から専利法改正に対する意見を集めました。09-03-13 09 : 27

尹新天：2007年10月30日から11月1日まで、国務院法制弁公室と国家知識産権局は共同で調査チームを組織し、広州市と深セン市で専利法改正に対する意見を集めました。09-03-13 09 : 27

尹新天：2008年6月23日、国務院法制弁公室は、国務院常務会議で審議行った「中華人民共和國専利法（改正草案）」を国家知識産権局及び関連部門に送付し再査定を行いました。田力普局長は6月25日、原則的にこれに同意し、2点の補正改正を提案しました。09-03-13 09 : 27

尹新天：2008年7月30日、国務院常務会議は「中華人民共和國専利法改正案（草案）」を

審議し、原則的に通過しました。09-03-13 09:27

尹新天：2008年5月、温家宝総理は「国务院の中華人民共和国専利法改正案（草案）の審議申請に関する議案」に署名し、全国人民代表大会常務委員会により審議が行われました。

09-03-13 09:28

尹新天：第3段階は全人代常務委員会の改正案に対する審議で、2008年8月から12月まで行われました。09-03-13 09:28

尹新天：2008年5月から7月、全国人民代表大会教科文衛委員会の白克明主任、程津培副主任、徐栄凱副主任がそれぞれ、北京市、広東市、上海市3か所で専利法の改正に関する調査研究を実施し、国家知識産権局の田力普局長、賀化副局長も調査研究活動に参加しました。

09-03-13 09:28

尹新天：2008年8月25日、第11期全人代常務委員会第4回会議で専利法改正草案の審議が初めて行われ、国家知的財産局の田力普局長は国务院の委託を受けて専利法改正の説明を行いました。09-03-13 09:29

尹新天：2008年8月27日、第11期全人代常務委員会第4回会議はチームごとに改正草案の審議を行いました。国家知識産権局条約法規司は担当者を派遣し関連問題についての説明を行いました。09-03-13 09:29

尹新天：2008年8月29日から2008年10月10日、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会は、全国人民代表大会のウェブサイト上で専利法改正草案を交付し、社会に向け専利法改正に対する意見を求めました。09-03-13 09:30

尹新天：2008年9月10日と11日、全人代常務委員会法制工作委员会は座談会を開催し、最高人民法院、関連法院、専門家、企業、関連協会からそれぞれ専利法改正草案に対する意見を集めました。国务院法制弁公室、国家知識産権局の担当者も出席しました。09-03-13 09:30

尹新天：2008年12月1日、全人大法律委員会が会議を開催し、全人大常務委員会の構成メンバーが審議した意見と各方面からの意見に基づき、専利法改正草案に関する各項に対して審議を行いました。国家知識産権局の田力普局長が当会議に出席して、関連問題に対して説明を行いました。

尹新天：2008年12月22日、第11期全人代常務委員会第6回会議は第1回目の全体会議を開催し、全人代法律委員会の洪虎副主任が専利法改正草案の審議結果について報告を行い、改正草案は基本的に問題なく今回の常務委員会会議で審議通過することを提案しました。09-03-13 09:31

尹新天：2008年12月22日、第11期全人代常務委員会第6回会議はチームごとに専利法改正の決定草案を審議しました。国家知識産権局条約法規司の担当者も出席して、関連問題に対する説明を行いました。09-03-13 09:32

尹新天：2008年12月23日、全人代法律委員会は会議を開催し、常務委員会の構成メンバーの審議意見に基づき、専利法改正の決定草案について再度審議し、関連条文に調整を加え

ました。国家知識産権局の田力普局長もこの会議に参加し、関連問題について説明を行いました。09-03-13 09:32

尹新天：2008年12月25日、第11期全人代常務委員会第6回会議は第3次全体会議を行いました。全人代法律委員会の胡康主任は、「全人代常務委員会における『中華人民共和国専利法』の改正に関する決定草案」に関する改正意見の報告を行いました。法律委員会は今回の常務委員会会議で専利法改正案を通過させることを提案しました。09-03-13 09:33

尹新天：2008年12月27日午後3時、第11期全人代常務委員会第6回会議は第4次全体会議を行い、賛成が154票、棄権が4票の票決によって、「全人代常務委員会における『中華人民共和国専利法』の改正に関する決定草案」を通過しました、改正された専利法は2009年10月1日より実施することになりました。

尹新天：専利法第3回の改正における全ての過程で、国内外の政府組織、企業、業界協会、専門家、発明者が専利改正草案に対して示した関心のレベルは、明らかに過去2回の専利法改正時より高まっており、これはわが国の専利制度がすでに各方面の高い関心を集めるようになっていていることを表しています。09-03-13 09:34

尹新天：専利法の第3回改正は、民主的立法と科学的立法の精神を体現しており、わが国の政府主管部門と立法機関がわが国の「立法法」と「國務院の法による行政綱要」の規定を遵守する自覚性が大幅に向上したことを示しています。社会各方面の意見を広く集め、専利法の改正が民衆を基礎とし、民衆の最大の利益を十分に保護するものとなることを保障しました。09-03-13 09:35

国知網：尹司長に専利法の第3回改正の全体状況をもう一度紹介していただきます。09-03-13 09:25

尹新天：全人代常務委員会の「中華人民共和国専利法」改正に関する決定に基づき、現行専利法の合計36条が改正されました。内訳は、新たな追加が7条、修正が25条、2条を1条へとまとめ修正を加えたものが2カ所、1条を2条へと分割し修正を加えたものが2カ所となっています。

第一章 総則：現行21条、追加1条、修正13条。

第二章 専利権付与の条件：現行4条、修正3条。

第三章 専利の出願：現行8条、修正3条。

第五章 専利権の期限、終了、無効：現行6条、修正1条。

第六章 専利の強制実施の許可：現行8条、追加3条、修正3条。

第七章 専利権の保護：現行12条、追加3条、修正6条。

09-03-13 09:36

国知網：ではこれから、尹司長にネットユーザーからの質問にお答えいただきます。09-03-13 09:36

尹新天：今日こうしてネットユーザーの方々と広く「専利法」の改正について交流できることをうれしく思います。時間に限りがありますので、皆様にテーマにそった質問をお願い

いたします。皆さんが関心を持たれるその他の質問については、関連部門に伝達するか、今後ふさわしい時に皆さんと交流できればと思います。09-03-13 09:37

脱毛天使：こんにちは、第3回の専利法の改正には約4年の時間がかかっていますが、この改正は過去2回の改正と比べてどんな新しい特徴がありますか？ありがとうございます。09-03-13 09:38

尹新天：改革開放の30年に及ぶ歴史の過程で、改革開放の直接の産物といえる専利制度は、その下準備から誕生に至るまでたゆまぬ発展と改善の過程を経てきました。専利法に対する改正はどれも時代の発展が法律制度に求める新たな要求に対応しており、今回の専利法改正は、時代背景、改正プロセス、改正内容などの面で過去とは明らかに異なる特徴を持っています。09-03-13 09:40

尹新天：第一に、1992年9月、改革の浸透と開放拡大の方針を徹底し、中米両国が締結した知的財産権MOU覚書で示した公約を履行するため、専利法に対する1回目の改正が行われました。2000年8月、専利法に対する2回目の改正は、わが国が世界貿易機関(WTO)の要求を満たすため、さらに重要な点として社会主義市場経済体制の改善、社会主義法治国家建設の需要に適応させるためでもありました。09-03-13 09:40

尹新天：2005年4月から始まった専利法の第3回改正は、現在の国内外の発展需要の変化に基づき、自主イノベーション能力の向上、イノベーション型国家の建設、専利権の保護強化、わが国が参加する国際公約付与の権利行使のため、現行専利制度をさらに改善するものとなりました。もし、過去2回の専利法改正が当時の時代背景の下で、外国の先端技術の取り込みをさらに重視し、外国資本に対して知的財産保護を強化したと言えるのなら、今回の改正は、わが国の経済発展の必要により密着しており、科学発展観の浸透、経済発展方式の転換の求めにより対応し、「国家知的財産権戦略綱要」を実施する重要な措置の一つと言えます。09-03-13 09:41

尹新天：第二に、今回の専利法改正の全ての過程を振り返ると、「民主的立法、科学的立法」の精神が至る所で体现されていることに気づきます。前期段階で、専利法改正の主要な問題の研究に際し公開入札の形式を採用したことや、意見稿募集後にメディア、インターネットを通しての公開意見募集に至るまで、様々な団体を何度も招いてテーマ討論を行い、国内外で实地調査研究会、座談会を開催しました。各界の専利法改正に対する関心度、参加度は過去2回の改正時より著しく高まっており、外国の中日商会、国内外の企業も積極的に意見を提出しました。方案決定の論議時間もさらに十分に取られ、重大な問題に対する討論がより深くより徹底的に行われました。09-03-13 09:41

尹新天：第三に、改正の内容が挙げられます。過去2回の改正は特に国際公約の履行、国際規則との一致に重きが置かれていました。これはわが国の専利制度が制定されてまだ間もなく、多くの問題に対する研究分析が不十分で、各方面の経験も不足していたため、改正は国外の成熟した制度の参考と採用を主としていました。しかし、今回の専利法改正はわが国の20年以上に及ぶ専利業務実践経験の総括を基礎とし、専利制度の本質と目的に対する

さらなる理解を結合させ、わが国自身の発展に対する必要に基づいて、実際に直面する問題の解決からスタートして、さらに全面的に国内外の専利権者の権益を保護するものとなっています。同時に公衆の利益とのバランスも兼ね備えています。09-03-13 09 : 43

一員：お尋ねしたいのですが、実用新案と意匠の評価報告に「意見陳述」の部分が追加されています。意見陳述を経た評価報告と従来の検索報告の結果は、法的な意味ではどのような相違点があるのでしょうか？09-03-13 09 : 44

尹新天：今回の専利法改正は、従来の実用新案検索報告制度の規定に調整を加えており、実用新案及び意匠の評価報告と修正しています。改正の要点は第一に範囲の拡大であり、実用新案専利だけでなく意匠専利も含むようになりました。第二に関係する内容の範囲の拡大であり、新規性と創造性の問題だけでなく、専利法及びその実施細則が規定する専利権を付与されたそれぞれの実質性の条件に関わっています。09-03-13 09 : 45

尹新天：別の点として今回の専利法改正は、専利権評価報告の性質と役割を明確にしておき、「当該評価報告は専利権侵害紛争の処理の際に証拠として用いられる」と規定しています。国務院はこれから審議される専利法实施条例の中でさらに、作成される評価報告の手続きに対して明確な規定を作成する予定です。国家知識産権局は、国家知識産権局が初歩的に作成した評価報告に専利権に対して不利な意見が含まれる場合、専利権者に対して関連した意見陳述を行う機会を提供しなければならないと規定するよう提案しています。この提案が採用されるかどうかは、最終審議の結果を待たなければなりません。09-03-13 09 : 47

uhr：尹司長にお尋ねします。専利法の第三条に市における一級人民政府の専利管理業務部門が含まれなかったのはなぜでしょうか？現在ますます多くの市に知識産権局ができています。広州知識産権局のように政府が組織した部門になっている所もあり、法律はこうした地元の専利管理業務の職責を認めるべきだと思います。09-03-13 09 : 40

尹新天：地方の知識産権局の設置や職責については、専利法では原則的な規定しか設けておらず、専利法第三条第2項で「省、自治区、直轄市人民政府の専利管理業務部門は当該行政区域内の専利管理業務に責任を負う。」と規定されています。現行の専利法实施条例第七十八条は専利法第三条の規定に対してさらに詳細な説明を加え、専利法の言う専利管理業務部門とは、省、自治区、直轄市人民政府及び専利管理業務の量が多く、処理能力を有する市人民政府が設立した専利管理業務部門を指すと規定しています。今回の専利法改正では、専利法第三条第2項に対しては修正を行いませんでした。現在実施されている専利法实施条例の改正作業の中で、国家知識産権局は实施条例の上述規定に対し、現在のわが国における専利業務の実際の必要に基づいて適切な調整を行うよう提案しています。国家知識産権局の意見が国務院に採用されるかどうかは国務院の審議結果を待たなければなりません。09-03-13 09 : 51

質問があります、尹司長！：1つ目の質問は、外国で出願した専利についてですが、いかなる企業又は個人が中国で完成させた発明又は実用新案を外国で専利出願する場合、まず外

国で専利を出願でき、必ずしもまず中国で出願する必要は無いという規定は、中国で事前の機密審査手続きを経るべきことを前提としていると理解してよいのでしょうか？

2つ目の質問は機密審査の手続きについてですが、期限など具体的にはどのように規定されているのでしょうか？

3つ目の質問は非常に複雑な機密審査を経るのなら直接まず中国で出願すればよいと思うのですが。この理解で正しいのでしょうか？09-03-13 09 : 52

尹新天：中国国内で完成された発明を外国で専利出願する場合の機密要求に関しては、今回の専利法の関連規定で調整を加えています。修正点は第一に、専利を出願する発明が中国国内で完成されたものであるなら、出願者の主体が中国企業又は個人、外国企業または個人のいずれにせよ、まず国家知識産権局の機密審査を経なければなりません。

第二に、過去の方法を改正し、出願者が当該専利を中国で専利出願することを強制しないこととしました。改正後の専利法第二十条第1項は、「機密審査の手順、期限などは国务院の規定に従って執行する」と規定しており、この規定に基づき専利法実施条例の中で、国外で出願する専利の機密審査手続きに関する規定を追加することになります。09-03-13 09 : 55

尹新天：中国で専利を出願せず直接外国で専利を出願する場合、出願人は国家知識産権局にその発明の具体的内容に関する詳細な報告を提出する義務があります。中国で専利を出願する場合は、外国での専利出願請求を提出するだけでかまいません。それで、この2種の異なる手順は専利出願者に及ぼす手続きの負担としては基本的に変わらないと言えます。

このほか、国家知識産権局の審査経験から見て、受理される発明又は実用新案専利の出願が、国家の安全又はその他の利益に関わり機密保持の必要があるケースはごくまれであり、その判断もそれほど難しい問題ではありません。同時に、ネットユーザーの皆さんにお伝えしたいのは、改正後の専利法は、意匠専利出願はすべて機密問題に関わることは無く、外国で専利を出願する場合も国家知識産権局の承認を必要としないという点です。09-03-13 09 : 57

カンフーパンダ：専利法改正後の新たな措置についてずっと興味を持ってきました。専利法の第3回の改正が自主イノベーションの促進の面でどのような重要な措置を取るかお話しいただけますか？ありがとうございます。09-03-13 9 : 59

尹新天：専利法の今回の改正の主な目的の一つが、革新型国家建設を助け、自主イノベーション能力を大幅に高めることです。同時に、経済発展方式の転換を促進します。それで、専利法改正の各面より、この目的をめぐる形で実施され、様々な角度から発明創造と自主イノベーションの推進を体現していると言えます。これは我々の今回の専利法改正の中心となるものです。具体的に言って、自主イノベーションを奨励し、自主イノベーション能力の向上の求めに沿って、現行専利法にこのような修正を加えました。

第一に、立法主旨の中で、「イノベーション能力の向上」を明確に提起し、わが国のイノベ

ーション能力の向上と、革新型国家建設の決意を明らかにしています。09-03-13 10:01

尹新天：第二に、発明、実用新案、意匠に対する専利付与基準を適切に調整し、専利出願、専利権の品質とレベルの向上に関する時代のニーズに対応しました。

第三に、海外専利代理機関の指定を取り消し、国家知識産権局の正確で速やかな専利情報広報の職責を増やしました。これは、市場主体の知的財産応用サービスの増強を図るためです。09-03-13 10:01

尹新天：第四に、意匠専利権者に販売許諾権を付与し、訴訟前の証拠保全措置を追加し、権利者の権利保護コストを権利侵害賠償の範囲に含めることを明確にし、違法行為に対する懲罰を強め、発明者が安心して発明を行えるよう不安を払拭しました。

第五に、並行輸入を許可し、強制許可制度を改善したとともに、公知技術の抗弁原則を規定しました。これは、専利権者と社会公衆の合法的權益のバランスを保つことに役立ちます。09-03-13 10:02

尹新天：我々は、改正実施後の新専利法が自主イノベーション能力の向上と革新型国家建設の任務に強力な法的サポートを提供すると信じており、わが国の知的財産制度の発展の上でもまた重要な段階となったと考えております。09-03-13 10:02

ノンポリ：今回の専利法改正は、専利模倣行為に対する処罰を強めていますか？09-03-1310:02

尹新天：専利法の規定に基づき、各地の知識産権局が専利権保護の面で担当する職責は、第一に、専利権侵害紛争案件の処理。

第二に、専利違法行為の調査と取り締まりです。

専利違法行為は現行専利法の規定に基づき、専利の詐称行為と他人の専利の盗用行為専利の2種が含まれます。今回の専利法改正は過去の業務経験と皆さんの意見に基づき、この2種類の違法行為をあわせて専利偽称行為と規定しました。統一した行政処罰を規定し、専利法第六十四条で専利偽称行為を取り締まり措置に関する規定を新たに追加し、さらに「専利管理業務部門がその調査の職権を執行する際、当事者はこれに協力し、拒否したり妨害したりしてはならない。」と明確に規定しました。専利偽称行為の定義は今後完成する専利法実施条例の改正法案で明確に規定され、行為の種類が分類されます。注意したいのは専利法第六十四条の規定を施行する手段です。専利違法行為の捜査取締りに適用できますが、専利権侵害紛争の処理には適用できないということです。09-03-13 10:03

三峡専利：今回の専利法改正は、意匠の保護に対して敷居を高めたと思うのですが、これにより製品のパッケージに対する保護が弱まったのではないのでしょうか？権利者は類似した衝突を処理する際、意匠専利のほうが直接的だと考えるでしょうか。09-03-13 10:04

尹新天：今回の専利法改正は、意匠専利制度に比較的大きな調整を加えており、以下のような面にそれが分かります。

第一に、意匠専利権を付与する条件を高め、専利権を付与する意匠は既存設計に属していないだけでなく、既存設計又は既存の設計の特徴の組み合わせと比べ、明らかな相違がある

ものでなければならないと規定しています。意匠専利権の付与基準が明らかに高まっていると言えます。

第二に、改正後の専利法第二十五条は平面印刷品の図案、色彩あるいは二者の結合によって作成された模様が標識の意味だけを持つデザインに対しては専利権を付与しないと規定しており、これにより著作権の意義のある作品、又は商標法の意義を持つ商標と混同されやすい平面印刷品、例えば、パッケージ袋や瓶のラベルなどは意匠専利権の授權範囲から外れたこととなります。09-03-13 10:05

尹新天：第三に、意匠専利の出願書類に対して新たな要求を追加し、意匠に対する簡単な説明を含めなければならないことを規定しました。このほか、「意匠専利出願の図案又は写真は、専利の保護を求める製品の意匠をはっきり示すものでなければならない」点についても規定を設けました。こうした規定の総合的効果から見て、わが国の意匠専利制度のさらなる改善は、積極的な推進作用をもたらし、意匠専利と発明のレベルの向上に役立ち、わが国の製品形状の発明を促進し、わが国独自のブランド製品誕生を推進して、わが国の経済発展を促進する効果を持ったと思います。09-03-13 10:08

知的財産を愛する者：尹司長にお尋ねしますが、09年の専利代理人資格試験については、改正後の専利法、専利法実施細則、審査指導をもとにしているのでしょうか？09-03-13 10:08

尹新天：09年の専利代理人資格試験について、改正後の専利法、実施細則、審査指導をもとに行われるのか、それとも改正前の法律法規をもとに行われるのかは皆さんが大変関心をお持ちの点だと思います。多くのネットユーザーがこのような質問をあげられました。この問題については、国家知識産権局党組織による真剣な研究を経て、すでに初歩的な草案を制定しました。それは、改正後の専利法の変化に沿うものとするため、今年の試験を改正前の専利法、実施細則、審査指導の範囲に限るべきではなく、改正後の法律法規をもとに行うべきであるというものです。胡錦濤主席が署名された主席令は改正後の専利法が2009年10月1日から施行されることを明確に規定しており、その前に専利法実施細則の改正業務と審査指導の改正業務を終了させなければなりません。国家知識産権局が代理人資格試験が毎年11月第1週の週末に行われてきたことを考えると、改正後の実施細則と審査指導を見る時間は比較的少なくなり、これは皆さんの試験準備にとって不利となるでしょう。この問題の解決のため国家知的財産局はすでに、今年の専利代理人資格試験日を09年の12月中旬に延期して、皆さんが復習と準備の時間を十分に取れるようにと考えております。今年の専利代理人資格試験の具体的な取り決めは、間もなく公告の形で皆さんに告知されるでしょう。09-03-13 10:08

専利：お尋ねします。今回の改正法が専利代理機関の涉外代理資格の審査を取り消した目的は何でしょうか？09-03-13 10:10

尹新天：現行の専利法は、外国企業又は個人が中国で専利出願又は専利事務に関わる手続きを行う場合、国家知識産権局が指定する涉外専利代理機関に委託して手続きすべきこ

とを規定していました。中国企業又は個人が海外で専利を出願する場合も、国家知識産権局が指定する渉外専利代理機関により手続きを行わなければなりませんでした。このような規定は、80年代にわが国が専利制度を制定した当時の状況と必要に基づいて作られています。当時、専利代理サービスは比較的新しい業務で、国内でこのような業務に詳しい仲介サービス機関は少なく、国外の代理業務のレベルと品質を保証するため、上述のような方法が必要でした。

20年以上の実践を経て、専利代理という社会の仲介サービスも成熟し、同時に2000年の仲介サービス機関の分解制度改革作業を経て、全ての専利代理機関がすでに、独立経営、独立会計による完全に独立した仲介サービス機関となりました。これはわが国の専利代理制度にとって重大な意味を持ち、分解制度改革後の国内代理機関は、国内と国外の代理サービスの面で全ての専利代理機関が平等な競争環境を与えられるべきで、そうして初めて公平な市場秩序と言えとの強い叫びをあげてきました。わが国の市場経済体制確立の必要と状況の変化に基づき、国家知識産権局は、渉外専利代理機関の指定を取り消しても良いと考え、改正後の専利法は法により設立された専利代理機関であれば、国内外の専利代理業務を扱うことができ、今後はいかなる区別も必要ないと規定しています。09-03-13 10:12

チャット友達：知的財産保護に関わる者として、国家知識産権局がこのような法律専門家と学べる機会を提供して下さったことを大変感謝しています。私がお尋ねしたいのは、市場を席卷している「山寨現象（コピー現象）」に対して、改正後の専利法は明確な法的区分を設けているかという点です。09-03-13 10:15

尹新天：「山寨現象（コピー現象）」とは最近、わが国の各種メディアの間で大変流行している言葉ですが、改正後の専利法はこの種の問題に限った関連規定については述べていません。「山寨現象（コピー現象）」と言う言葉の意味はあまりはっきりせず、人によって違う見方を持っているかもしれません。私は、関連する製品が完全な自分の発明によってではなく、多かれ少なかれ他人の製品の技術方案又はデザイン方案を参考にしたり、模倣したりしていることを指していると理解しています。もし、専利法の規定との関係について尋ねておられるなら、その答えはおそらく、既存製品の技術方案又は設計方案のこの種の模倣又は参考にする行為は他人の専利権を侵害するものとして、違法行為であり、阻止されるべきものであって、この点は問題とはなりません。他人の専利権を侵害しないという条件であれば、他人の技術方案又は設計方案を採用したり参考にしたりすることは違法行為とはなりません。もしそれを基礎として自己の貢献により新しい特徴が生まれるなら、自己の知的財産の取得ができるかもしれず、この種の行為は叱責を受ける必要は無く、励まされて良い発明行為とさえ言えるでしょう。09-03-13 10:16

一：新法は既存技術の概念について述べていますが、尹司長に「国内外で公衆に知られた」という点について詳しい説明をお願いします。09-03-13 10:21

尹新天：既存技術の定義に関しては、改正後の専利法第二十二條の最後の1項で非常に簡単に分かりやすく定義されています。すなわち、本法の言う既存技術とは、出願日以前に国

内外で公衆に知られている技術であるというものです。この簡単な規定を採用できたのは、改正後の専利法が、世界で公開される出版物が既存技術を構成し、1つの専利出願の新規性に影響するだけでなく、出願日以前に、世界のいかなる地域で行われている公開使用、公開販売行為も既存技術と言う事ができ、1つの専利出願の新規性に影響すると規定しているからです。公開行為の地域範囲には区分が無く、全ての公開行為が適用される地域範囲も同じであるため、当該規定はさらに具体的に出版物を羅列したり、使用公開、販売公開など具体的な実施方式を述べたりする必要はありませんでした。どの種の公開方式にしても、その結果が関連技術方案、技術内容を公衆に知らせる物となっているなら、既存技術と呼ぶことができます。この点の意味と過去に採用してきた基準は同じものです。09-03-13 10:23

作業者：尹司長にお尋ねします。専利法と細則の中であげられている中国で「完成させた」発明という表現ですが、何をもって完成させたと言えるのでしょうか？発明者が思想の中で初めて当該発明案をひらめいた時でしょうか？それとも発明者が当該発明案を目に見え
る方式で記録した時でしょうか？もし2人発明者のうち1人が国内、1人が国外にいる場合、この発明の出願手順はどのようなものになりますか？09-03-13 10:24

尹新天：このネットユーザーの方の挙げた問題は、この発明案は誰によって作り出されたかに関わってきます。それをどのように判断すべきでしょうか。この問題は直接現行専利法第二十条第1項の規定する中国で完成された発明の「完成」の意味に関係してきます。この問題に関しては、現行専利法実施細則第十二条の規定を根拠とできます。すなわち、専利法の言う発明者又は設計者とは、発明の実質的な特徴を作り出した創造的貢献者を指すという点です。発明を完成させる過程で、ただ作業の組織を担当した人や、物質的技術条件の利用のために便宜を図った人、又はその他の補助作業に従事した人は、発明者、設計者ではありません。この規定に基づき、誰が発明の発明者または設計者であるかという点は比較的正確に確定できるでしょう。発明者または設計者が確定すれば、発明が中国で完成されたのか外国で完成されたのかもはっきりすると思います。それで、この両者の判断は相互に関連しており、客観的に見て比較的正確な判断規則ができると思います。09-03-13 10:25

万曆十五年：尹司長にお尋ねします。並行輸入を許可した背景について簡単にお話いただけるでしょうか。これによりわが国の輸出入にはどのような影響が出ると思われますか
09-03-13 10:26

尹新天：世界貿易機関（WTO）のTRIPS協定は、知的財産権における権利消尽問題に対して限定的規定を設けておらず、その第六条は、当該協定のいかなる規定も知的財産権における権利消尽問題を取り扱うために用いてはならないと明確に規定しています。改正前のわが国の専利法には、中国が並行輸入行為を禁ずるか許可するかの明確な規定がありませんでした。前述の規定を踏まえ、わが国の現在の国情と実際の発展段階に基づいて考えると、わが国のハイテク分野の製品や部品、原材料がまだある程度輸入に頼っています。また、公共の健康問題を解決し公共の健康危機を防止するためには、特に「SARS」、鶏インフルエンザなどの突発事件の際には、他の国から緊急に関連専利薬品を輸入することが必要になり

ます。このため、こうした状況下で、わが国の専利法は並行輸入がわが国の実際の状況の必要性に適合することを明確に規定し、同時に TRIPS 協定の関連規定にも違反していません
09-03-13 10 : 27

代理人：新しい専利代理条例はいつごろ出るのでしょうか？ 09-03-13 10 : 29

尹新天：現行専利代理条例は 1992 年に制定施行されており、既に 20 年ほどの時間が流れました。この 20 年の間に、わが国の各方面の状況は大きく変化してきました。それで、多くの専利代理人及び公衆の専利代理条例改正を求める声が高まっています。2003 年、国家知識産権局は適切にも専利代理条例改正業務を始め、そのために多くの準備を行い、2005 年に国務院による審議を申請しました。国務院法制弁公室も多大の精力を傾けて改正に対する各方面の審議を行いました。

上述の一定期間内に、国務院は行政審査事業に対して数度の整備作業を行いました。この目標は不必要な行政審査事業をできるだけ減らし、さらに良好な法的環境を作り出すことでした。このような状況と種々の原因により、専利代理条例の改正業務は停止したまま継続されませんでした。現在、国務院の行政審査の整備作業はすでに大きな進展を見せており、関連する問題も徐々に明確となっています。このような状況で、国家知識産権局は専利法と実施細則の改正作業に積極的に完成させた後、再度専利代理条例の改正に速やかに乗り出し、専利代理人、専利代理業、公衆のこの作業に対する期待と希望に応えようと考えております。 09-03-13 10 : 30

ティラミス：現在すでに多くの人々がますます知的財産に関心を持つようになっており、知的財産はすでに私たちの生活の様々な面に浸透しています。専利法の改正後、保障の徹底の面ではどのような具体的な措置が行うかお話いただけますか？ありがとうございます。
09-03-13 10 : 32

尹新天：国家知的財産局は国務院の専利行政部門として全国の専利業務を担当しています。このため、専利法の改正は国家知的財産局にとっても重大な事柄です。私たちは 10 月 1 日の改正後の専利法発効前までに、大量の準備作業をしなければなりません。

まず、これに対応する行政法規の改正が必要です。

専利法実施細則は専利法に対応する行政法規で、専利法の徹底的な施行と専利制度の正常な運営に対して大変重要な意味を持っています。国家知的財産局は 2009 年 2 月 27 日、「中華人民共和国専利法実施条例改正草案（送審稿）」を国務院に提出し審議を申請しました。国務院法制弁公室は既に、中国政府法制情報網で改正草案の全文と説明を公布し、公に意見を募集しています。 09-03-13 10 : 35

尹新天：国家知識産権局は専利法実施細則の準備作業を 2007 年 3 月から始め、2 年間で、課題研究、応募意見稿の条文討論、公開意見募集、草案応募稿などの段階を経てきました。改正の過程で、特に改正研究課題指導の公布では、課題チームが改正提案条項を提出し、研究報告を行って編集出版し、広く意見を求め、提案条項に対し繰り返して討論を行い、北京などで調査研修を実施し、一連の座談会などを開催し、国務院の「法による行政実施の全面的

推進綱要」中の科学的立法、民主的立法の要求を満たすことを再度徹底させました。現在の送審稿は徹底的な研究と論証を基礎としており、各方面の意見を総合したものとなっています。09-03-13 10 : 35

尹新天：今回の送審稿の改正内容は主に、現行細則の名称、専利出願書類、専利出願と審査の手順、専利権評価報告と無効宣告の手順、有料項目と手順の簡素化、強制許可制度の改善、専利権の運用及び発明者または設計者の報酬、専利権の保護、国際出願が国内段階に入った場合の規定など9つの分野を含んでいます。

法律制定の関連規定に基づき、国務院は座談会、論証会、意見聴取会など様々な形式を採用して、関連機関、組織、公民が送審稿に対する意見を広く募集しました。国務院法制弁公室は、各方面の送審稿に対する意見に基づき改正を行った後、国務院に審査報告と改正草案稿を提出し、国務院の審議を通過した後、総理が署名した国務院令として公布されます。

09-03-13 10 : 35

尹新天：次に、国家知識産権局はさらに、改正後の専利法に基づいて多くの部門の部門規程に適切な調整を加える予定で、これには現行の「専利審査指南」、「専利行政執法弁法」などが含まれます。

同時に、我々は改正後の専利法とそれに対応する法規や規程を大々的に宣伝、普及させ、イノベーション主体、専利代理人、専利弁護士が速やかに正しく専利法を理解し、改正後の条項をいっそう実施できるように努めなければなりません。

09-03-13 10 : 36

国知網：今日のネットユーザーからの質問受付はここまでにしたいと思います。尹司長や助手の方々には、今回のインタビューでできるだけ多くのネットユーザーからの質問にお答えいただくため、事前に多大な準備をしていただきました。インタビューではネットユーザーが特に関心を持つ問題に対して詳しいお答えをいただき、ネットユーザーを代表して感謝を申し上げます。また、ネットユーザーの方々の積極的な参加にも感謝いたします。

09-03-13 10 : 38